



# いっしょに掲げよう グリーンフラッグ



## I グリーンフラッグとは

県が示した感染対策の項目を守りながら、「新型コロナウイルス感染予防対策を行い安心して利用できる飲食店や小売店であること」「安心して外食や買い物ができる期間であること」をお客さまにお知らせすることを目的にグリーンフラッグを掲げます。

なお、このグリーンフラッグは、あくまで店舗側の自主的な取り組みをお願いするものです。市が感染症対策の承認等をする制度ではありません。

## II グリーンフラッグの対象

対象は、市内において、市民が物品やサービスの提供を受ける店舗（以下「店舗」という。）です。

## III グリーンフラッグの掲示

- (1) グリーンフラッグは、新型コロナウイルス感染予防対策を行い、安心して来店できる体制を整えた店舗が掲示しましょう。
- (2) 店舗は入り口等の見やすい場所にグリーンフラッグを掲示しましょう。
- (3) 各店舗以外にも、この取り組みを広く知ってもらうことを目的に、日南駅や市公共施設等にグリーンフラッグを掲示します。

## IV 感染防止対策の掲示

- (1) 店舗は、県が示しているガイドライン【「新しい生活様式」に対応するためのサンプル】（別紙）を参考に感染予防対策に取り組みましょう。
- (2) 別紙「安心して来店できる店づくり宣言」のCheck欄を記入して、店舗内に掲示しましょう。
- (3) 店舗独自の感染防止対策を作成することを妨げるものではありません。
- (4) 上記以外に、加盟する団体等が作成した感染防止対策（ガイドライン）がある場合は、そちらも順守しましょう。

## V その他

国から特別警戒都道府県に指定された場合又は宮崎県知事から休業要請があった場合などは、市と一緒にグリーンフラッグを下げましょう。

## VI #日南10万つかエール百貨等の活用

それぞれの店舗の良さを、市が実施している「#日南10万つかエール百貨」などのいろいろな事業を活用して、PRしましょう。

## VII グリーンフラッグ等の配布場所

グリーンフラッグ及び必要書類は、日南市新型コロナウイルス感染症市民生活・経済対策推進室（日南市役所本庁舎駐車場敷地内プレハブ会議室棟）で配布しています。また、必要書類は、市公式ホームページからダウンロードできます。

新型コロナウイルスの影響を受けた日南市内の事業者の皆様へ

ともに生きぬこう、地元の良品たち。



# #日南10万つかエール百貨

を活用してみませんか？

### #日南10万つかエール百貨とは？

国から給付される一人あたり10万円の特別定額給付金を市内経済に反映させるため、市内事業者の皆さんに対し、10万円以下の商品や寄付などのリストを自由に募集し、集まった商品などを市民の皆様向けに掲載するためのカタログサイトです。

### どうやって使えばいいのか？

掲載したい商品などを新型コロナウイルス感染症市民生活・経済対策室へ申込みをしていただく形となります。このカタログサイトはあくまで掲載を目的としているため、サイトでの購入はできません。購入希望者は直接事業者に申込みをしていただくことになります。

### サイトに掲載できる対象者は？

日南市内に本店がある企業、日南市内に在住、もしくは事業所がある個人が対象となります。飲食業に限らず小売りや観光事業者、農林水産業、サービス業など幅広いジャンルが対象となります。

### どう申請したらいいのか？

掲載希望者は販売する商品名、金額、写真、購入の方法など必要事項を申請書にご記入のうえ、市に提出していただきます。（申請書は市コロナ経済対策室で受け取れます。）

#### 【申し込み先】

日南市新型コロナウイルス感染症市民生活・経済対策推進室  
(E-mail)syoko-c@city.nichinan.lg.jp (TEL) 0987-31-1188

感染予防のため、このサンプル又は各業界団体が示したガイドラインを踏まえ各店舗の実情に応じて、実施できる項目を選んで実践している店舗は、県が作成した「ガイドライン実践宣言の店」のチラシを掲示しても構いません。

## 【「新しい生活様式」に対応するためのサンプル】

### 【事業者(接待を伴う飲食店以外)向け】

I 開店前後も含めた適切な感染予防対策の実施		
	項目	Check
1	体調不良の方が入店しないように、ポスター等による掲示や呼びかけの工夫を行っているか。	
2	入店時に体温の測定又は、症状の有無を確認しているか。 (具合の悪い方は入店を認めない。)	
3	感染拡大している国や地域へ14日以内に訪問している方はいないか。	
4	店舗等に入る際の手洗いの実施または消毒用アルコール等による手指消毒液を設置し、ポスター等による掲示や呼びかけをしているか。	
5	主に手が触れる場所を消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有した消毒液で定期的に拭き取りしているか。 (例) ドアノブ、机、棚など	
6	下記の(例)のような、飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行っているか。 (例) 「手が届く範囲以上の距離を保つ」 「会話を控えていただく案内をする」 「咳エチケットに準じて声を出さず機会が多い場面はマスクを着用する」 「レジ等におけるビニールカーテン等」 「ジェットタオルの使用停止」	
II クラスター(集団)感染発生リスクの高い状況の回避		
1	換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施しているか。	
2	定期的に外気を取り入れる換気を実施しているか。 (例) 扉の開放など。	
3	人を密集させない環境を整備しているか。 (例) 「入店時は2m間隔で並ぶ」 「定員を少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する」 「座席の場合は一席ずつ空けて着席する」	
4	大きな発声をさせない環境づくり(会話などは控える)をしているか。	
5	長時間滞在しないような工夫をしているか。 (例) 「1時間程度のコースの設定や営業時間の工夫」 「買い物等は早く済ませるための声かけやポスターの掲示等」	
6	共有物の適正な管理又は消毒の徹底をしているか。	
III 感染が発生した場合の入店者への確実な連絡と行政機関による調査への協力		
1	感染者が出た場合に連絡を取れるようにしているか。	
IV 従業員等の感染予防対策の徹底		
1	出勤時に従業員に対する検温、体調管理の徹底 こまめな手洗い、うがいの促進をしているか。	
2	従業員全員がマスク着用をしているか。	
V その他		
1	食事の提供は、大皿などでの取り分けを避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をしているか。 試食、イートインコーナーの使用中止をしているか。	
2	飲食等でマスクを外す場合、着用後のマスクには感染リスクがあることを踏まえて、外したマスクの内側や外側がほかの人や物に触れないように清潔な袋などにしまうよう、ポスター等による掲示や呼びかけをしているか。	

感染予防のため、このサンプル又は各業界団体が示したガイドラインを踏まえ各店舗の実情に応じて、実施できる項目を選んで実践している店舗は、県が作成した「ガイドライン実践宣言の店」のチラシを掲示しても構いません。

## 【「新しい生活様式」に対応するためのサンプル】

### 【接待を伴う飲食店向け】

I 適切な感染予防対策の実施、感染リスクの高い状況の回避		
	項目	Check
1	体調不良の方が入店しないように、ポスター等による掲示や呼びかけの工夫を行っているか。	
2	入店時に体温の測定又は、症状の有無を確認しているか。 (具合の悪い方は入店を認めない。)	
3	感染拡大している国や地域へ14日以内に訪問している方はいないか。	
4	店舗等に入る際の手洗いの実施又は、アルコール等による手指消毒液を設置し、ポスター等による掲示や呼びかけをしているか。	
5	主に手が触れる場所を消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有した消毒液で定期的に拭き取りしているか。 (例) ドアノブ、机、棚など	
6	下記のような、飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行っているか。 ・客の横に座るなどの接待を行わない。 ・客と客の間は、手が届く範囲以上の距離(少なくとも1m前後を目安)を保つ(対面ではなく横並びで座り、一席ずつ空ける)。 ・歌を歌うなど大きい声を発するサービスを提供する際は、感染予防対策を行っているか。 (例) 「人を前にして歌わない」 「マイクは、一人が使用すごとに消毒する」 ・ジェットタオルの停止、共有タオルの禁止	
7	下記のような、接触感染等を防ぐための徹底した対策を行っているか。 ・お酌、グラスやおちょこの回し飲みを避ける。 ・手や口が触れるもの(コップ、箸等)は、適宜洗浄する等特に注意する。 ・共有物の適正な管理又は消毒の徹底をしているか。	
8	換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施しているか。	
9	定期的に外気を取り入れる換気(扉の開放など)を実施しているか。	
II 感染が発生した場合の入店者への確実な連絡と行政機関による調査への協力		
1	感染者が出た場合に連絡を取れるようにしているか。	
III 従業員等の感染予防対策の徹底		
1	出勤時に従業員に対する検温、体調管理の徹底 こまめな手洗い、うがいの促進	
2	接待する者を含め従業員全てのマスク着用	
3	職員のユニフォームや衣服のこまめな洗濯	
IV その他		
1	食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をしているか。	
2	飲食等でマスクを外す場合、着用後のマスクには感染リスクがあることを踏まえて、外したマスクの内側や外側がほかの人や物に触れないように清潔な袋などにしまうよう、ポスター等による掲示や呼びかけをしているか。	